

一般社団法人福岡県タクシー協会 定款

平成25年 4月 1日
一部改正 令和 8年 5月 21日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人福岡県タクシー協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、福岡県における一般乗用旅客自動車運送事業の適正な運営と利用者に対するサービスを通じて事業の健全な発展を図り、もって社会公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の適正な運営及び健全な発達に資するための調査、研究及び対策
- (2) 資料の収集並びに統計の作製及び配布
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する啓発及び広報活動
- (4) 関係諸官庁との連絡
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する事項について、関係諸官庁他各方面への要望及び提言並びにその実行の推進
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業における安全確保、事故防止及び防犯対策並びに交通環境問題に関する対策及び啓発活動
- (7) 会報の発刊
- (8) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福岡県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本協会に、次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 本協会の事業に賛同して入会した、福岡県内の各地区(福岡

地区、北九州地区、筑豊地区、筑後地区。以下「当該地区」という。)において、一般乗用旅客自動車運送事業者が会員となって組織する団体に入会した法人

(2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため、当該地区団体に入会した者

(3) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において、推薦された者

2 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 本協会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会 費)

第7条 会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、会費を納めなければならない。

2 会費の額及び納入方法は、総会で定める。

3 本協会の運営上特に必要があるときは、総会の決議を得て臨時会費を徴収することができる。

(退 会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において定める退会届を理事会に提出して、任意にいつでも退会することができる。ただし、未履行の義務についてはこれを免れない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由により資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 除名されたとき

(3) 第5条に定める会員の要件を失ったとき

(4) 会員である法人が解散したとき

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の名誉をき損したとき

(2) 本協会の目的に違反する行為があったとき

(3) 会員としての義務に違反したとき

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前二条の規定によりその資格を喪失したときは、会員として
の一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはで
きない。

2 会員はその資格を喪失した場合は、既に納入した金銭その他本協会の財産
に対して何等の請求をすることができない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属
明細書の承認
- (4) 会費及び臨時会費の額並びに徴収の方法
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、毎年1回、通常総会として事業年度終了後3か月以内に開
催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき
会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、
総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求するこ
とができる。

3 総会を招集する場合は、総会の目的たる事項並びに日時及び場所を示した
書面をもって、開催日の2週間前までに正会員に通知を発しなければならない。
い。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の者の出席により成立する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 重要な資産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第20条 総会に出席できない正会員は、書面又は代理人によってその議決権を行使することができる。

2 書面による議決権行使の場合は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、また、代理人による議決権行使の場合は、その権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。

3 前二項の規定により議決権を行使する場合は、前三条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長があらかじめ指名した議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第22条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上35名以内
- (2) 監事 1名以上4名以内
- 2 理事のうち会長1名、副会長4名以内、専務理事1名とする。
- 3 前項の会長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事をもって同項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順位により、その理事がその職務を代行する。
- 5 専務理事は、本協会の業務を分担執行する。
- 6 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合にはその理事及び監事に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める報酬等の総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第29条 本協会は、法人法第111条第1項の役員の賠償責任について、法に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 名誉会長、最高顧問、顧問、相談役

(名誉会長、最高顧問、顧問、相談役)

第30条 本協会に任意の機関として名誉会長、最高顧問各1名、顧問及び相談役各2名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長、最高顧問、顧問、相談役は、理事会の推薦にもとづいて会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、最高顧問、顧問、相談役は、本協会の重要事項に関して会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 4 名誉会長、最高顧問、顧問、相談役は無報酬とする。
- 5 名誉会長、最高顧問、顧問及び相談役の任期は定款第26条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中、理事とあるのは名誉会長、最高顧問、顧問、相談役と読み替えるものとする。

第7章 理事会等

(構成)

第31条 本協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 各事業年度の事業計画及び収支予算の策定並びにその変更
- (2) 本協会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、理事会の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(専門委員会)

第38条 会長は、本協会の事業を推進するため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、各種の専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わ

る。

(事業計画及び収支予算)

- 第40条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得るものとする。また、これを直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、該当事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

- 第41条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、通常総会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置く。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第42条 この定款は、第19条第2項の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第43条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産等の処分)

- 第44条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。
- 2 本協会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、本協会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

- 第45条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、理事会の承認を経て、会長が任免する。
- 4 職員は、会長が任免する。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の代表理事は、田中亮一郎、最初の業務執行理事は、奥野藤雄とする。

附 則 (令和8年5月21日一部改正)

- 1 この定款の変更は、令和8年5月21日から施行する。